参加者　五二名（内女一八名）、

争議経過

此期不況ノ為ニ漸次通勤時間ヲ短縮シ勤務手当ヲ減少セシメ[illegible]

止又ハ職工ヲ解雇スル等ノ事アリシヲ以テ前記職工ハ之ヲ不当トシ

職工等ハ之ヲ提出シ且ツ團結シテ九月二十六日ヲ期シテ

要求事項

一、交代休業シ後其全額ヲ支給スル事

一、時間勤務ノ制定セラレタシ

一、公休日ノ日給全額ヲ支給

一、会社ノ都合ニテ休業セシ場合ハ日給全額又ハ半額ヲ支給ノ事

就業時間ノ場合ハ日給全額ヲ支給セラレタシ

十月三日右ニ要求ヲ提出シ解決

一、会社ハ要求ヲ提出シ之ヲ拒絶セリ

一、会社ハ要求ニ対シ回答ヲ与ヘ解決セリ

一、会社ハ九月中ノ日給ヲ全額支給スル事

一、会社ハ争議ニ対シ全一部ヲ支給スル事

一、今後職工ノ要求ハ争議ノ[illegible]

四、江ノ島電気鉄道株式会社（九一〇二）

所在地　神奈川県

二、職工

参加者　九名

争議経過

事業不振ノ為会社ハ九名ニ対シ解雇ヲ[illegible]

[illegible]九名ハ之ヲ不当トシ[illegible]九月廿六日[illegible]

[illegible]十月[illegible]解決